

# 防災管理定期点検報告

## 消防法第36条

2007年（平成19年）6月の消防法改正により、大規模建築物等については防災管理業務の実施が義務づけられ、その実施状況を毎年1回定期的に防災管理点検資格者に点検させ、その結果を消防機関に報告する防災管理点検報告制度が創設されました。

防災管理点検報告が必要な防災管理対象物

防災管理点検資格者による点検

点検報告の流れ

特例認定について

### 防災管理点検報告が必要な防災管理対象物

対象用途	項目
劇場等	(1項)
風俗営業店舗等	(2項)
百貨店等	(4項)
病院・社会福祉施設等	(6項)
図書館・博物館等	(8項)
車両の停車場等	(10項)
工事等	(12項)
その他の事業場等	(15項)
飲食店等	(3項)
ホテル等	(5項イ)
学校等	(7項)
公衆浴場等	(9項)
神社・寺院等	(11項)
駐車場等	(13項イ)
文化財である建築物	(17項)
地下街 (16項の2)	

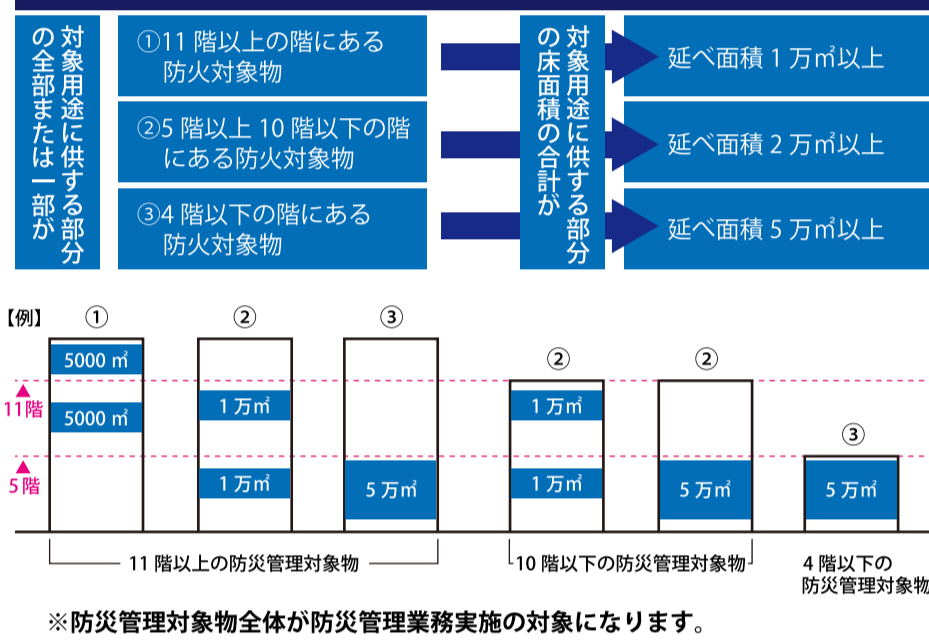
+

規模	※階数は地階を除く
①11階以上の防火対象物	延べ面積 1万㎡以上
②5階以上10階以下の防火対象物	延べ面積 2万㎡以上
③4階以下の防火対象物	延べ面積 5万㎡以上
延べ面積1000㎡以上	

+

※共同住宅（5項ロ）、格納庫等（13項ロ）、倉庫（14項）は含まない。

### 規模【複合用途防火対象物（16項）の考え方】



### 点検報告の流れ

- ①点検のご依頼・・・建物のオーナー様から防災管理点検資格者に点検をご依頼いただきます。
- ②点検の実施、報告書作成・・・防災管理点検資格者は防災管理上、必要な業務等が基準に適合しているかどうかを点検し、その結果を報告書にまとめます。
- ③報告書の提出・・・建物のオーナー様は、報告書を所轄消防長または消防署長に提出します。
- ④点検済証の表示・・・消防法令に適合している場合は点検済証を1年間表示できます。

**点検報告しなかった者には30万円以下の罰金または拘留が、法人に対しては30万円以下の罰金が科せられることがあります。**



### 防災管理点検資格者による点検

防災管理点検資格者は、消防法令に定められている以下の項目などの点検を行います。

#### 主な点検項目

- 建物のオーナーが防火管理者を選任しているか。
- オフィス家具等の落下、転倒、移動防止措置が取れているか。
- 非常食等が備えているか。
- 訓練マニュアルに基づいて避難訓練が年に1度以上行われているか。  
(指定避難場所など)
- 避難階段に避難の障害となる物を置いていないか。



### 特例認定について

防災管理点検報告義務のある建物のオーナー等の申請により、消防長または消防署長が検査し、特例要件に適合すると認められた建物は3年以内に限り点検および報告義務が免除され、また利用者に当該建物が消防法令に適合している旨の情報を提供するため、防災優良認定証を表示することができます。なお、防災管理定期点検報告および防火・防災優良認定証を表示することができます。



防火・防災特例認定の表示（法第36条）

オーナー等からの認定申請

消防長または消防署長からの検査

認定(点検・報告を3年以内に限り免除)

### お問い合わせ先

大洋理研防災株式会社

〒593-8328 大阪府堺市西区鳳北町6丁322番地3

TEL.072-264-5019 (代) FAX.072-261-9019

E-mail taiyoriken@fork.ocn.ne.jp